

# 令和5年あきる野市農業委員会 3月総会議事録

令和5年3月27日（金）午後1時30分、令和5年あきる野市農業委員会3月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

## 議事日程

- 第1号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項に基づく、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

開会 午後1時28分

(事務局長) それでは若干早いのですが、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。

早いもので、もう年度末最後の総会となりました。皆さま1年間大変お疲れ様でございました。また4月1日付けで人事異動がございまして、事務局も異動がございまして、また来月の総会で紹介させていただきます。よろしく願いいたします。それでは、令和5年あきる野市農業委員会3月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中、総会にお集まりいただきましてありがとうございます。コロナの方もかなり落ち着いてきてきて良かったと思えば、今度天候が寒かったり暑かったりで、ここずっと雨が降り続いていて、雨が止んだと思ったら今日は会議で、誠に申し訳ございません。ぜひ速やかに進めていただきまして、明るいうちに畑の方に戻れるようにしたいと思いますので、皆さまもご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、3月16日に開催されました「第132回通常総会」に私と事務局長の2名が出席いたしました。諸報告は以上です。本日の署名委員は田中克博委員と平野委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は、大福委員、嶋崎委員から欠席のご連絡がありましたので、農業委員12名、推進委員5名の合計17名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日はご本人をお呼びしている案件が第1号議案で1件、第3号議案で2件、第4号議案で1件の計4件あり、3組の方にご出席いただいております。まずは、そちらの4件から先に審議いたします。それでは、第1号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和5年3月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。現地調査の結果をご報告します。地図は7ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現状は草は抑えられているような状況なのですが、耕作物は中央部分、全体の3分の1ぐらいに作付けがされておりました。果樹が端の方にありましたが、周りは作付けされていないような状況で草の管理だけはされておりました。一応現状はそのような状態になっております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますでしょうか?・・・ご本人をお呼びしておりますので、ぜひご本人にいろいろ聞いていた

だきたいと思います。それでは、お願いします。

(〇〇〇〇氏・〇〇△△氏 入室)

(議長) こんにちは。本日はお忙しいところご足労いただき、ありがとうございます。早速なのですが、現在までの経営状況やこれからの目標などありましたら、お願いしたいと思います。

(〇〇△△氏) はい。皆さま、こんにちは。私は〇〇△△と言います。母親が〇〇〇〇です。父親が今年の7月31日に亡くなりまして、今まで営農していた父親が亡くなった関係で、配偶者である母親の〇〇が引き継ぐという形で、今まで父親がやってきたのはトウモロコシとか、ナス、キュウリ、トマトなどを今までやってきましたし、母親だけだと畑を耕していくのはなかなか困難な部分もありますので、私も一緒に手伝っていけたらと思っています。畑だけではなく果樹もありますので、ミカンやキンカン、それからブルーベリーですとか、そういった物までありますので、管理しながら営農も少しずつになりますけれども、やっていけたらと思っています。今後とも引き続き営農できればと思いますので、よろしくお願いします。

(議長) はい。ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。何かご質問ございますか？

(長濱委員) 畑の方なのですが、現場を見させてもらって、耕作されている部分が中央部分に偏っていたように見えるのですが、果樹が端の方にあったのは見受けられたのですが、全面積に耕作は可能でしょうか？

(〇〇△△氏) そうですね。どうしても父親が亡くなってからは少し、うまく耕すことができなかった時期がありましたけれども、私が手伝い、少しずつ耕作の範囲を広げていきます。

(長濱委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(堀江委員) 堀江です。どうもお世話になっています。私も不幸があったのを知らなかったのですが、すみませんでした。袋小路と言ったら変ですけど、うちの畑の隣で、出入りも大変だと思うので、自分なんかも多少協力できるところは言っていただければ何とかしたいと思いますので、そういう時はなんなりと相談していただいて構わないので、頑張って畑を維持していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(〇〇△△氏) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本委員) 今日のご苦労様です。こちらの作物なのですが、家で食べるのがメインなのでしょうか？どこかに出荷するとか、そんなご予定はあるのでしょうか？

(〇〇△△氏) 今のところ家で、家族とか、周りにも親戚がいますので、そういったところで消費する形になっています。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？それでは、納税猶予は確かに税金が猶予されるのですが、ただ安くなるのではなくて、畑を耕作して営農をしていただくということですので、ぜひその点をお忘れなく、やっていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(〇〇△△氏) どうもありがとうございました。

(〇〇〇〇氏) すみません。ありがとうございました。

(〇〇〇〇氏・〇〇△△氏 退室)

(議長) 他にご質問はございますか？

(笹本委員) すみません。すごい今更の質問で申し訳ないのですが、納税猶予を受ける時に、年間の農作業従事日数とかの条件はあるのですか？

(事務局長) 基本は150日というのが農業者としての最低従事日数なので、納税猶予には何日以上というのはないのですが、基本は150日以上耕作ができることが必要と考えます。

(笹本委員) では、基本的に農業をやっているんだったら150日、それを満たしているからこそ納税猶予を受けるんですよね？という前提でいいんですね？

(事務局長) そういうことですね。

(笹本委員) そうなってくると、年齢的にお母さんの方は150日できるのかな？と若干心配にはなったのですが・・・

(事務局長) 2親等までは同一世帯とみなし、耕作することが可能ですので、今日もお二人でおいでいただいているような形です。

(笹本委員) そういうことですね。分かりました。

(議長) 他にご質問はございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、第1号議案、番号1について、〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することにいたします。次に、ご本人をお呼びしている案件なのですが、まだご本人が到着していないということなので、次の第2号議案、番号1にいきたいと思います。こちらの案件についてですが、〇〇委員のご親族の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和5年3月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る3月22日に事務局2名と嶋崎委員の4名で現地を確認いたしました。場所につきましては、8ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

畑につきましては栗林になっておりまして、イガなども処理され、きれいになっております。申請人は●●歳のご高齢であることから、息子さんであります〇〇△△さんが作業を行っているとのことでございます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明いたします。3月22日に長濱委員と事務局2人、計4人で現地調査に行っていました。地図は7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは2柵ぐらいネギが生産されておりまして、あとはきれいに耕耘されておりまして、いつでも作付けできるような状態でありました。続きまして、9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここには5筆ありますが、一画で使っておりまして、ここは栗を生産してございました。下刈りもきれいにされておりまして、ちょっと木自体はもう老木になっていたのですが、聞くところによると新しい苗を購入済みだということで、これから少しずつ植え替えるということ聞いております。続きまして、10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは筆数は多いのですが、〇〇〇〇番だけ唯一耕耘されて、ジャガイモか何かを植えた跡がありまして、まだ芽が出ていないのですが、ここだけ畑作で、あとは全て水稲、稲作をしています。今、切り株も残っていますので、昨年の秋も収穫したんだということが見られます。ちゃんとやっていた様子でございました。続きまして、11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは2筆共にきれいに耕耘されておりまして、いつでも作付けできる状態でありました。草1つありませんでした。続きまして、12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは多少ネギ、ノラボウというような物が生産されておりまして、残りの所はきれいに耕耘されておりまして、いつでも作付けできる状態でありました。説明は以上です。よろしく願いします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(橋本委員) この方は住所が●●●●●●となっていますが、家族の方がやっておられるのでしょうか？

(事務局) はい。長男さんが中心になって、こちらの畑は耕作しているとお話は伺っております。

(橋本委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) サラリーマンですか？

(事務局) ●●●●●に勤めています。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは、ご本人が見えられたので、次に第3号議案、番号2，番号3について審議いたします。こちらは今年の2月に行われました、市の認定農業者等担い手育成支援協議会において認定新規就農者として決定した方の案件となります。また、関連議案となりますので、一括して審議いたします。それでは第3号議案、番号2，番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。  
令和5年3月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号2 朗読)

(第3号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2，番号3について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。地図は14ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

○○○番の畑につきましては、もうすでに耕耘されたところに堆肥が一面施されておりまして、現地には肥料も5，6袋積んであり、次の畑作の準備段階に入っている状況になっておりました。次に△△△-△の畑につきましても、先ほどと同様の状況になっておりました。次に□□□番ですが、15ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

ここにつきましても、先ほどの2筆と同様の状況になっておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？ご本人をお呼びしておりますけれども、よろしいでしょうか？・・・それでは、ご本人をお呼びいたします。

(○○○氏 入室)

(○○○氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しい中ご足労いただきありがとうございます。早速なのですが、自己紹介、今後の計画、抱負等ありましたら、説明をお願いいたします。

(○○○氏) はい。分かりました。●●●●●と申します。●●●●●出身です。私の経験としまして、東京農業アカデミーで2年間学んでまいりました。ここで学んだことの1つとしまして、私の経営理念というものがああります。私の理念としましては、農業で最善の人事を尽くし、常に挑戦を続けることとしました。この理念をもとに東京で1番のサツマイモ農家を目指し、頑張っ

いきたいと思います。そして、あきる野や日の出の農業の発展に寄与できるような農家になりたいと思っています。どうかよろしく願いいたします。

(議長) ご本人の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

(笹本委員) 草花地区の笹本と申します。よろしく申し上げます。□□さんのところで勉強されて  
いましたよね？

(〇〇〇氏) はい。

(笹本委員) 多分、その時に1回お会いしているんですよね。

(〇〇〇氏) そうですね。はい。

(笹本委員) 1つだけ質問させていただきたいのが、今回あきる野市の畑ということで、これは  
地主さんが●●●●なので、お知り合いの方とかなのでしょうか？

(〇〇〇氏) あ、そうです。

(笹本委員) はい。例えば、ご自宅から耕作に通うとなると、距離とかはどれぐらいなのでしょう  
か？結構遠いのでしょうか？

(〇〇〇氏) この●●の周りの畑は、自宅から5分ぐらいです。

(笹本委員) あ、結構近いんですね。

(〇〇〇氏) はい。近いです。

(笹本委員) じゃあ、特に問題はないですね。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(栗原委員) 栗原と申します。先ほど生産物としてサツマイモということをお話いただきましたが、  
販売先などはどういったことを考えていらっしゃるのでしょうか？

(〇〇〇氏) まず第一に学校給食ですね。その次はスーパーカー焼き芋さんとか、直売所を考えて  
おります。あとはスーパーなんかも考えています。

(栗原委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(田中克博委員) 田中と申します。今回あきる野市内の畑と、すでに日の出に借入地があって、新  
規就農ということだと思っておりますが、今後面積的にはどれぐらいを目標に、それと、作付ける  
物というのはサツマイモで東京で1番になるという意気込みがあるということですが、他の物  
との組み合わせ等々は考えていらっしゃるのか、ちょっと教えてください。

(〇〇〇氏) はい。面積的に目指すところは●町●反から●町歩です。組み合わせ的には、春作で  
スイートコーンと、その後に秋ジャガをやって、あとはサツマイモという形で考えております。

(田中克博委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(山崎委員) 山崎と申します。あの、これまで日の出の方でもサツマイモをやられているのですか？  
それとあと、スーパーカー焼き芋さんとの繋がりはどういうところにあるのか、どうなのかも聞きた  
いのですが。

(〇〇〇氏) はい。日の出の方でも、やるのは今年からです。それで、スーパーカー焼き芋さんは  
声をかけていただいて、もう何度かお会いして、お話させていただいております。

(山崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?では、貴重な農地なので、ぜひ有意義に使っていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(〇〇〇氏) ありがとうございました。よろしく願いいたします。失礼します。

(〇〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2, 番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第4号議案、番号1について審議いたします。こちらも今年の2月に行われた、市の認定農業者等担い手育成支援協議会において認定新規就農者として決定した方の案件となります。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項に基づく、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項に基づく、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和5年3月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。現地調査の結果を報告いたします。22日に事務局と平野委員とで現地調査に行っておりました。地図は18ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは長いこと放棄と言うか、草だらけで未耕作だった場所でしたが、3月に入って造園屋さんから市の委託を受けたということで、草刈り等、あと中であつた捨てられたゴミとかを片付けて、ちょっと土をおこしてあるという状況で、次に使う方のための準備が行われたようでした。今まで放棄地だったもので、近くに私の畑もあるのですが、やっとここから雑草がなくなっていくかなと、ちょっと喜んでいるような状況です。現状は以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(小川委員) 今、長濱さんからお話があつたように、長いことすごい草だった所が2日間ぐらいできれいになったのですが、費用的にはこれほどの費用でやったのでしょうか?

(事務局) こちらの費用については、市の予算で遊休農地の再生事業というのがございまして、市の方で業者を頼んで整備していただきました。金額については大体15万程度の金額で、桑の木があつたので抜根と草刈り、草の処分までやっていただきました。説明は以上になります。

(小川委員) 分かりました。今後またこういった場所があつたら、市に頼めばこの事業で草の生えている農地がきれいになるのでしょうか?それで予算的には何ヶ所ぐらいやる予定で、今、考えていますか?



(事務局) こちらの事業は貸借が前提になっておりまして、認定農業者だとか認定新規就農者の方  
に荒れている畑を貸していただけるということであれば、市の予算で業者を頼んで伐採抜根等  
の事業ができます。大体、1事業あたり30万円が限度でして、それを越えると所有者の方  
だったり、農家さんと折半して、それ以上の金額についてはご負担をいただくというような  
ものになっています。去年は約120万円予算を取っていて、金額にもよるのですが、大体  
3ヶ所から4ヶ所までできるようになっています。来年度につきましても、ちょっと増額をし  
まして、5ヶ所程度はできるようになっております。もし、荒れている畑があつて、そこを貸  
したいという方がいらっしゃれば、かつ、認定農業者だとか認定新規就農者の方が借りるとい  
うことであれば、整備等お手伝いできるかなと思っております。

(本郷委員) そうすると、畑は本来個人の財産、個人が管理するのが大原則だと思うのですが、市  
がやるのはいいのですが、その後所有者に請求するとか、そういうことはしないのですか？

(事務局) 基本的には・・・そもそも貸していただける方がなかなかいらっしゃらない中で、市で  
整備をするのであれば貸してもいいという方がいる場合には、そういった事業を活用させてい  
ただいております。大原則は所有者の方が管理をするというのが前提なので、まずは最初、所  
有者の方にご自身で戻していただくことは可能ですか？とは聞いています。それで体調や費用  
とか難しいということであれば、うちの方の予算でもって整備させていただいております。

(議長) 他にご質問ございますか？

(栗原委員) 今回1件ですけど、この方の現在交渉中の他の案件とかはあるのですか？

(事務局) はい。今、他にも交渉中の案件はございまして、〇〇さんは△△△さんの所で研修をさ  
れているのですが、半年程前に△△△さんの名義で二宮の畑を貸借させていただいたのが1件、  
●●●㎡ぐらいの畑と、その他にも、8月就農予定なのですが、それまでには●反歩ぐらいは  
目途はついているところで、所有者さんと交渉中というところでございます。

(栗原委員) はい。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問はよろしいですか？・・・それでは、ご本人をお呼びします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しい中ご足労いただきありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の  
計画をご説明いただきたいと思っております。

(〇〇氏) はい。私、〇〇〇〇と申します。よろしく申し上げます。大学卒業後、約1年目は八王  
子の農家さん2軒の方で研修を行っておりまして、その後2年間、●●の△△△さんの元で農  
業研修をさせてもらっています。今年の8月から新規就農という形で独り立ちさせていただき  
ます。メインの作物としてはトウモロコシ、ネギ、ハクサイ、アスパラガスなど育てていき  
たいと考えております。将来的には雇用も考えておりまして、雇用しながらファーマーズセン  
ターで最初は販売していき、販路としてはEC販売もしていければと考えております。以上  
です。

(議長) はい。ご本人の説明が終わりました。何か質問はございますか？

(長濱委員) 長濱と申します。この現地の近くに畑を持っていて、やっている者なのですが、この  
場所は未耕作地で草がすごくたくさん生えていたんです。これから耕作されると思うのですが、

しばらくの間草との戦いになるんじゃないかなと思いますけれども、そこはちょっとめげずに、いったんはきれいにしてもらえてるみたいなので、それでも草の種はいっぱい下に落ちていますから、ちょっとその辺、1年ぐらいの間大変かも知れないですけども、頑張ってください。  
(〇〇氏) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本委員) ご苦労様です。橋本です。今、アスパラというお話が出たのですが、アスパラだと多分ハウスじゃないと難しいのかなと。それで、どこにハウスを建てたいとか、それに水路はあまり必要ないんでしょうかね？そういうのをちょっとお伺いできたらと思います。お願いします。

(〇〇氏) ハウスの方なんですけど、今まだハウスをどこに建てるかは決まっておらず、でも初期費用としては加温のハウスとかではなくて、普通のビニールハウスになりますので、そこまで初期費用は高くならないかなと考えております。新規就農者ということで補助金もおりるので、その補助金をうまく使いながら、ハウスも建てればなと考えております。以上です。

(平野委員) 平野と申します。おじいさんの〇〇さんはよく知っているのですが、今その新規就農ということで、経営はまるっきり別にするということなのでしょうか？

(〇〇氏) はい。そうです。

(平野委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(笹本委員) 草花の笹本です。よろしく申し上げます。師匠とほぼ同じ作物で勝負するところにごうい根性を感じるんですけど、頑張れますか？

(〇〇氏) そうですね。ちょっと、やっぱり△△△さんは作物の出し方が上手だなと思っていて、今だとネギだとボウズシラズとか、アスパラガスもそんな競争がないところで、うまくトウモロコシの前の時期に出したりだとか、そういう、毎月毎月うまく出荷できるように調整してて、そういうのもやり方がとても上手だなと思っておりますので、そのやり方をまず真似て、そこから例えばファーマーズセンターで売れないなら販路を増やしてとか、そういう風に考えていこうと思っているので、頑張っていけると思います。

(笹本委員) すごくいいやり方だと思います。最初はそれでいいと思います。頑張ってください。

(〇〇氏) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？それでは、貴重な農地なので、ぜひ有効にお使いください。今日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) ありがとうございました。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項に基づき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第3号議案、番号1についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和5年3月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちらも22日に事務局と平野委員とで現地を見てまいりました。地図は13ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現地の方は今、整備中ということで、元の状態を知らないのですが、木があったりとか、ちょっと荒れていたということを知っていますが、今、整備されて、これから畑に戻すのではないかなという、そういうような状況でした。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・この整備というのは、所有者がやるのですか?

(事務局) はい。所有者がやります。

(議長) 何かご質問ございますか?

(橋本委員) ここは〇〇さんがハウスをやっている、その東側ですか?

(事務局) すぐ隣です。

(議長) じゃあ、接しているという?

(事務局) 接しています。

(堀江職務代理) ギリギリまでハウスがありますよね?

(事務局長) はい。ハウスの東側の隣です。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。

**(第3号議案・番号4 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4の●●分について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは現地調査について、ご報告をさせていただきます。地図は16ページを

お聞きください。3月22日に堀江職務代理、事務局2名と私の4名で現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

当該地は昨年の夏の利用状況調査の段階では、かなり草丈が高い雑草に覆われていたのですが、今回現地調査をした段階ではトラクターで全面的に耕耘されておりました。そのうち、3分の2ぐらいは大きな草があったものですから、その草の茎や何かがいづらか散在しているのですが、東側3分の1の所はきれいに耕耘されておまして、すぐにでも作付けできるような状況になっておりました。以上です。

(議長) 続きまして、番号4の●●分について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。●●分について、ご説明いたします。地図は17ページをお願いします。22日に宮崎委員と事務局2名で現地へ行ってきました。

(現地案内図 説明)

こちら先ほどの畑と同様、かなり放棄地状態になっていて、草が生い茂っていたということなのですが、調査の当日には草は刈り取られて、荒くではありますが、耕耘がされておりました。背丈以上の草があったらしく、草の根っなどが耕耘された跡の中になんかありましたけれども、聞くところによると、こちらではキクイモを栽培されていくということを伺っております。報告は以上です。よろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 作付け計画をもう少し詳しく教えていただけますか？住所が●●となっていますが・・・

(事務局) 会社は●●にあるのですが、日の出町に事務所があります。

(事務局長) 臆本上は●●が住所になっていますが、少し前にもあきる野市で1件出させていたでいて、その時に工場長をお呼びしてお話を伺っています。日の出町で西洋野菜、ルッコラだとかを生産して、それを都内の直売所に卸しているという・・・

(小川委員) では、こっちに農場があるわけですね。

(事務局) はい。日の出町で認定農業者の資格を取られて、かつ、今年あきる野市でも広域認定で資格を取りました。

(小川委員) その資格はどこで認定するのですか？

(事務局長) 基本はあきる野市の担い手協議会という協議会で認定されるのですが、●●●●●●●●●●さんについては、日の出町とあきる野にわたる認定のため、都から認定を受けています。また、計画については事前に会長・副会長から意見をいただいています。

(議長) 他にご質問ございますか？

(栗原委員) すみません。現調で聞けばよかったんですけど、契約期間が1年になっているのは、何か意味があるのですか？

(事務局) 完全に所有者の方の意向でして、3年とかも交渉したのですが、どうしても、今後相続のこととかも考えていらっしゃるようでして、どうしても1年にして欲しいということで、この期間になっています。

(栗原委員) 更新する意志は持っているのですか？

(事務局) はい。更新の意志はお持ちではあります。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号4の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第3号議案・番号5 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。現地調査の結果をご報告します。こちら先週、事務局と平野委員とで、現地を見てまいりました。地図は11ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

〇〇〇番は作付け前の草刈りがされて、これから次の作業に入るのではないかという状況になっていました。その1つ東側の通り沿いに△△△-△という畑がございまして、こちらは細長い圃場でありまして、こちらはハウレンソウを作られている、今まさに収穫している最中というような状況が見て取れました。調査の結果は以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号5の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第3号議案・番号6 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。調査の結果を報告します。こちら先週、事務局と平野委員とで、現地調査をしてまいりました。地図は18ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

こちらでは現在ネギを、大分収穫は進んでいるのですが、ネギが作付けされて耕作している状況が分かりました。もうかなりの部分は収穫されて、残り少ない状態になっていますが、耕作の継続は確認できました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号6の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号7について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第3号議案・番号7 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号7について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。説明する前に、なぜ私がこの案件を担当できるのか？と思っている方がいらっしやると思うので、そこの説明からさせていただきたいと思います。先月、今年の2月に●●●●●さんの認定農業者の更新がありまして、その際に農場長から私の名前は外れております。ですので、現在私と●●●●●さんの間に直接の関係はございません。よって、今回この案件を担当させていただきますので、よろしく願いいたします。22日に宮崎委員、事務局2名と共に現地を見てまいりました。地図は19ページをお願いいたします。

**(現地案内図 説明)**

2筆になっていますが一団として使われておりまして、ビニールハウスが1棟建っておりまして、そちらのほうでミニトマトを栽培されています。●●●●●さんは、基本的に毎年9月に定植して、翌年6月、7月ぐらいまで収穫をするというようなスタイルで毎年ミニトマト、品種的にはぷちぷよを作られていて、いろいろなところに出荷されております。特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(田中克博委員) これは、水道の方はどうなっているのですか？

(栗原委員) 近所のお宅から引いている・・・借りているというか、使わせていただいています。

(田中克博委員) 市の水道ですか？

(栗原委員) そうですね。

(田中克博委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号7の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会3月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、4月25日、火曜日、午後1時30分より、あきる野市役所別館3階、

第1会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時5分